

## 著作権譲渡契約書

平野区テーマソングに関する著作物（以下、「本件著作物」という。）にかかる著作権の譲渡について、譲渡人 ●●（以下、「甲」という。）と譲受人 大阪市（以下、「乙」という。）は、次のとおり著作権譲渡契約（以下、「契約」という。）を締結する。

### 第1条（対象）

本件著作物とは、次に掲げるものをいう。

- 一 別紙に示す歌詞及び曲にかかる著作物
- 二 前号に掲げる著作物を翻案することにより創作される著作物

### 第2条（著作権の譲渡）

甲は、乙に対し、令和●年●月●日付で、本件著作物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）その他一切の権利を譲渡する。

### 第3条（譲渡代金）

本件著作物の譲渡代金は、無償とする。

### 第4条（著作者人格権の不行使）

甲は、本件著作物について、次に掲げる者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）の行使をしないものとする。

- 一 乙
- 二 乙から適法に本件著作物に関する権利を承継した者
- 三 乙から本件著作物についての利用を許諾された者
- 四 本条第二号に掲げる者から本件著作物についての利用を許諾された者

### 第5条（著作権の移転登録への協力）

甲は、乙が本件著作物にかかる著作権の移転を登録する際には、その手続きに協力するものとする。但し、その登録費用は、乙の負担とする。

### 第6条（保証）

甲は、本件著作物が他人の特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権を侵害しないことを保証し、第三者から権利侵害を主張された場合は自ら責任をもって対処する。

### 第7条（秘密保持）

- 1 甲は、乙から提供を受け、取引の遂行に関して知り得た秘密の情報（秘密とは、本契約及び個別契約に基づいて乙から開示された情報のうち、乙が秘密である旨を明示したものをいう。）及び個人情報（個人情報の保護に関する法律に規定される個人情報をいう。）について秘密扱いとし、理由の如何を問わず第三者に開示または漏洩せず、取引を遂行する目的以外に使用しないものとする。
- 2 甲は、取引を遂行する甲の関係者、その他の者に前項の義務を遵守させるため、個別的に秘密保持契約を締結するなど必要な措置を講ずるものとする。

- 3 第1項の定めによらず、次の各号のいずれかに該当する情報については、甲は第1項に定める秘密保持義務を負わないものとする。
- 一 乙から開示された時点で既に公知の情報
  - 二 乙から開示された後、自己の責に帰すべからざる事由により公知となった情報
  - 三 乙から開示された時点で秘密保持義務を負うことなく既に保有していた情報
  - 四 秘密保持義務を負うことなく、第三者から正当に入手した情報
- 4 甲は、第1項の定めによらず、監督官庁その他の官公署から法令に基づく開示請求があった場合については、事前に乙に通知したうえで、乙から提供を受けた情報を当該開示請求に必要であると合理的に判断される範囲で開示することができるものとする。但し、緊急やむを得ない場合には、相手方にすみやかに事後の通知を行うことで、本項に定める事前の通知を省略することができるものとする。

#### 第8条（契約の解除）

甲または乙が本契約の各条項に違反したときは、相手方は、違反当事者に対して相当の期間を定めて是正を求める旨を催告し、違反当事者が期間中に是正しない場合は、本契約を直ちに解除できるものとする。

#### 第9条（権利義務譲渡の禁止）

甲および乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、あるいは本契約から生じる権利義務の全部または一部を第三者に承継もしくは引き受けさせまたは担保に供してはならない。

#### 第10条（協議）

その他本契約に定めなき事項、または、本契約の各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙互いに信義誠実の原則に則り、誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

#### 第11条（合意管轄）

本契約に関する一切の訴訟の提起または調停の申立てについては、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約締結の証として本書を2通作成し、甲乙署名押印の上各自1通を保有する。

令和●年●月●日

甲 （住所）  
（氏名） 印

乙 大阪市平野区背戸口3丁目8番19号  
大阪市  
契約担当者 平野区長 東中 秀成 印